

県職連合本庁支部 職場・分会活動費交付要領

(目的)

第1 この要領は、県職連合本庁支部に所属する職場・分会の組合員及び準組合員（以下「組合員等」と言う。）の元気回復、健康増進並びに職場・分会の組織強化を目的とした活動に助成するため、必要な事項を定めるものとする。

(活動の定義)

第2 職場活動とは、職場・分会単位で実施するレクリエーション、文化活動及び観月会等を対象とする。なお、忘新年会、歓送迎会は対象外とする。

(活動費の助成額)

第3 活動費として助成する額は、職場・分会単位で実施する活動に係る経費の一部とし、組合員等一人あたり1,000円とする。

(助成対象期間)

第4 対象期間は、当該年度の7月1日から6月30日までの1年間とする。

(活動費の申請)

第5 申請は、職場・分会活動費請求書により行い、対象となる行事の5日前（土日祝日除く）を原則とする。なお、事後報告書にて活動に要した経費に係る領収書（写し）を提出すること。

(1) 申請は、対象期間内1回とし提出期限は6月25日までとする。

(2) 組合員等の数は、その活動に参加した組合員等とし、組合費免除者も対象とする。

(活動費の交付)

第6 活動費の交付決定は、支部の審査を経て支部長が決定する。

(雑則)

第7 この要領のほか、職場・分会活動費の交付に関し必要な事項は、支部執行委員会の協議に基づき支部長が決定する。

(附則)

この要領は、2017年4月19日に遡って実施する。

本庁支部 職場・分会活動費請求書（参加者名簿）

NO	氏名	職員番号	区分	※助成決定額
1			組合員・準組合員	円
2			組合員・準組合員	円
3			組合員・準組合員	円
4			組合員・準組合員	円
5			組合員・準組合員	円
6			組合員・準組合員	円
7			組合員・準組合員	円
8			組合員・準組合員	円
9			組合員・準組合員	円
10			組合員・準組合員	円
11			組合員・準組合員	円
12			組合員・準組合員	円
13			組合員・準組合員	円
14			組合員・準組合員	円
15			組合員・準組合員	円
16			組合員・準組合員	円
17			組合員・準組合員	円
18			組合員・準組合員	円
19			組合員・準組合員	円
20			組合員・準組合員	円

注1 ※印の欄は記入しないこと。

注2 用紙が足りない場合はコピーしてください。

本庁支部 職場・分会活動費事後報告書

活動に要した経費の領収書(写し)を添付し提出ください。

提出日：20 年 月 日

職 場 名		連絡先
代 表 者		
実 施 内 容		
実 施 年 月 日	20 年	月 日
実 施 場 所		
領収書(写し)		